

名張毒ぶどう酒事件第10次再審請求審
奥西勝さんの無念を晴らし、
一刻も早い再審開始で名誉回復を求める要請書

2016年5月18日、貴裁判所で第10次（死後）再審が行われている名張毒ぶどう酒事件について、事件発生から55年目にして新たな科学的証拠が弁護団によって提出されました。

事件のぶどう酒に巻かれていた封緘紙裏面から製造時とは異なる糊成分、ポリビニルアルコール（PVA）が検出されたというものです。PVAは自然界には存在しない物質で偶然付着することはなく、この新証拠によって封緘紙が2度貼りされた事実が明らかになりました。奥西勝さんの自白に「二度貼り」への言及はなく、真犯人が毒物混入時に封緘紙を貼り直した事実を強く推認させます。名古屋高等裁判所は、この新証拠について必要に応じて事実調べをきちんと行い、正當に評価する必要があります。

加えて名張毒ぶどう酒事件は、検察官の「並々ならぬ努力」による事件関係者の一斉供述変更によって奥西勝さんにしか犯行機会がなかったことにされ、死刑判決の唯一の根拠である王冠の傷痕鑑定は不正鑑定であり、事件に使われた毒物は奥西勝さんの「自白」とは異なる農薬でした。事件現場から発見された証拠物の形状は「自白」とは整合せず、「自白」どおりの犯行は非常に困難です。これまでの長い審理の経過を踏まえれば、死刑判決に合理的な疑いが生じていることは明らかです。

2015年10月4日、89歳で獄死された奥西勝さんの無念、そしてそれに連なる親族の無念・苦しみは筆舌に尽くしがたいものです。この長くて辛い苦しみの始まりは、貴裁判所が下した逆転死刑判決にほかなりません。貴裁判所には、この事件の当事者として、死刑判決に誤りがなかったかをきちんと検証する責任があります。そのためには検察官が隠し続ける証拠を全面開示させることがどうしても必要です。

貴裁判所が、弁護団が提出したすべての証拠に真摯に向き合い、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則に忠実な判断をされることを強く求め、以下のとおり要請します。

- 1 名張毒ぶどう酒事件の再審を一刻も早く開始し、奥西勝さんの名誉を回復してください。
- 2 弁護団が提出した新証拠について真剣な検討をしてください。証人尋問の実施を求めます。
- 3 検察官が隠している証拠の開示を命令してください。

氏 名	住 所

201 年 月 日

〔取り扱い〕

名張毒ぶどう酒事件の真実を明らかにし、

早期再審無罪を勝ち取り、奥西勝さんの名誉を回復させる愛知の会
日本国民救援会愛知県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-14-57 山岸ビル4階

TEL 052-251-2625 Fax052-251-8736